

寄付金控除のご案内

チャンス・フォー・チルドレン（CFC）は、2014年1月6日に内閣府の認定を受けた「公益社団法人」です。CFCへのご寄付は、確定申告により、所得税・法人税などの税制上の優遇措置を受けることができます。

個人によるご寄付の場合

① 所得税について

当法人へのご寄付は、寄附金控除として（A）税額控除か（B）所得控除どちらかをご選択いただけます。ほとんどの場合は、（A）税額控除を選択された方が有利になりますが、所得や寄付額などによって異なります。また、控除の対象となる寄付金合計額は、年間所得金額の40%が限度となります。

（A）税額控除

$$(\text{寄付金合計額} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \text{控除額}$$

この式で算出された控除額を**支払うべき税金から**差し引くことができます。

※控除額は、所得税額の25%が限度となります。

（B）所得控除

$$(\text{寄付金合計額} - 2,000\text{円}) \times \text{所得税率} = \text{控除額}$$

この式で算出された控除額を**支払うべき税金から**差し引くことができます。

※所得税率は年間の所得金額によって段階的に変動します。

【例】年間12,000円（月々1,000円）寄付した場合 ※税額控除での計算

実質負担額 **8,000円**

控除額 **4,000円**

4,000円が還付される！

② 住民税について

当法人へのご寄付は、東京都の都税条例に基づき、個人住民税の税額控除の対象です。東京都にお住まいの方は所得税に加え、地方税も控除の対象となります。対象の方は、確定申告の際に「住民税に関する事項」欄に寄付金額等の必要事項をご記載ください。

詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。（「東京都主税局 寄附金税額控除」で検索ください。）

※確定申告が必要です※

寄付金控除を受けるためには、確定申告を行うことが必要です。年末調整では控除を受けられません。当法人が発行する領収書と本状裏面の「税額控除に係る証明書」を添付して税務署に申告してください。

法人によるご寄付の場合

CFC（特定公益増進法人）に対する寄付金は、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、その寄付金の合計額と寄付金の損金算入限度額のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なりますので、詳細は税務署や税理士にご確認ください。

【算出式】特定公益増進法人への寄付金の損金算入限度額（1年決算法人の場合）

$$(\text{資本金等の金額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \div 2 \quad \text{※資本の金額と資本積立金の合計額}$$

遺贈・相続財産からのご寄付の場合

相続財産または遺贈により財産を取得した方が、その取得した財産を相続税の申告期限内（故人がご逝去された日の翌日から10ヶ月以内）に公益法人に寄付をした場合、寄付した財産の価額は課税対象の相続財産金額に算入されず、非課税となります。

遺贈や相続財産寄付の優遇税制を受けるためには、相続税申告時に必要事項の記入と、領収書等の添付が必要です。

※遺贈や相続財産寄付は、法律や税制が大変複雑です。詳しくは弁護士や税理士などの専門家にご相談ください。

【お問い合わせ先】

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン（東京事務局）

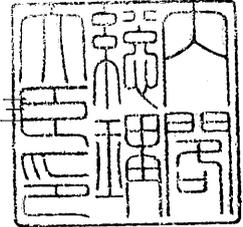
TEL：03-5809-7394 E-mail：cfc@cfc.or.jp



府益担第1633号
平成31年1月25日

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン
代表者 今井 悠介 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成31年1月25日 から 平成36年1月24日 まで